

浜松市社会貢献活動に取り組む企業ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市が企業の社会貢献活動を推進するために制定する「社会貢献活動に取り組む企業ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項について定める。

(使用権限)

第2条 ロゴマークは、浜松市企業のCSR活動表彰実施要綱第8条により、受賞者として決定された者が使用することができる。なお、受賞者として決定された者が支店・事業所の場合、その支店・事業所を有する企業において、ロゴマークを使用することができる。

(使用条件)

第3条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる使用をしないこと。
- (2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用しないこと。
- (3) 不当な利益を得るために利用しないこと。
- (4) 法令や公序良俗に反する使用をしないこと。

(使用料等)

第4条 使用者に対するロゴマークの使用料は無償とする。

(使用期限)

第5条 ロゴマークの使用については、期限を定めない。

(ロゴマークの適正使用)

第6条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、この要綱を遵守し、ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用しなければならない。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用に関して、デザインが本来の意匠と同一性を損なわないようにするものとし、色の変更、縦横比率の変更、変形・回転等をしてはいけない。ただし、縦横比率を変えない拡大・縮小は可能とする。
- 3 前2項の規定に反する使用がされた場合は、浜松市は使用者に対し、是正を求めることができる。

(権利設定の禁止)

第 7 条 使用者は、ロゴマークについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 8 条 使用者は、使用に関する権利及び義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならない。

(紛争の解決)

第 9 条 使用者は、ロゴマークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、浜松市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(要綱の改正)

第 10 条 浜松市は、この要綱を改正することができる。この場合、ロゴマークの使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関する必要な事項を定める必要がある場合は、浜松市がこれを別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。